

会員の懲戒処分について

登録上場会社等監査人である会員に対して、2025年 9 月17日付けで日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）第67条第 1 項の規定に基づく懲戒処分を行ったことから、同第70条第 2 項第 3 号の規定により、下記のとおり公表する。

記

1. 関係会員の氏名等

- (1) X 監査法人
- (2) Y 1 会員及びY 2 会員

2. 懲戒処分の種別

- (1) X 監査法人
戒告
- (2) Y 1 会員及びY 2 会員

会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止 5 か月（2025年 9 月17日から2026年 2 月16日まで）

3. 懲戒処分の理由

会則第51条（監査業務における禁止行為）第 2 号に該当し、同第67条（会員及び準会員の懲戒）第 1 項第 3 号に該当するため。

4. 事案の概要

(1) 前提事実

東京証券取引所マザーズに上場していたA社は、外部機関からの指摘を受け、2017年 8 月期以降の取引の売上計上時期の適正性等について検討したところ、2017年 8 月期に計上した売上等、不適切な会計処理の疑義が複数検出された。A社は、これを契機に特別調査委員会を設置して調査を行った結果、不適切な連結除外及び売上計上があったことなどを認め、売上高の取消し等の訂正を実施し、2017年 8 月期における売上高の取消し及び親会社株主に帰属する当期純利益の修正を含んだ2017年 8 月期から2021年 8 月期第 3 四半期までの訂正報告書を提出した。

(2) 不備の内容・特定した法令等違反事実

当該事案について、当協会の監査・規律審査会における基礎調査及び規律調査の結果、懲戒処分が相当であるとして、綱紀審査会に回付された。綱紀審査会が審査した結果、関係会員が実施した2017年 8 月期の関与期間に係る当初の財務諸表等の監査に

においては、子会社の連結除外に対する監査手続について監査基準委員会報告書600「グループ監査」第32項の要求事項が遵守されていなかった点が認められた。

なお、審査担当者は、監査チームとの協議や、関連する監査調書等の閲覧を実施した上で、監査チームの実施した手続及び結果に同意しており、上述の不備を指摘していなかったと認められる。

5. 懲戒処分の効力が生じた年月日

2025年9月17日

以 上

※「会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。

(根拠規定)

日本公認会計士協会会則（第2編 公認会計士に係る諸制度—第2章 品位保持）

第1節 職業規範の遵守

(監査業務における禁止行為)

第51条 会員は、財務書類の監査業務を行うに際して、次の行為を行ってはならない。

(1) 故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして意見又は結論を表明すること。

(2) 相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして意見又は結論を表明すること。

(3) 財務書類に対する意見表明又は結論表明の基礎を得ていないにもかかわらず、意見又は結論を表明すること。

第4節 懲戒

(会員及び準会員の懲戒)

第67条 会長は、会員及び準会員の綱紀を保持粛正するため、次の各号のいずれかに該当する会員及び準会員に対し、懲戒処分をすることができる。

(1)～(2) (省略)

(3) 会員が財務書類の監査業務を行うに際して、第51条各号に掲げるいずれかの行為を行ったとき。

(4)～(10) (省略)

2 懲戒処分は次の5種とし、第1号から第4号までを主たる懲戒処分とし、第5号を付加する懲戒処分とする。

(1) 戒告

(2) 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止（以下「会員権停止」と

いう。)

(3) 除名

(4) 本会からの退会の勧告（以下「退会勧告」という。）

(5) 金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分
分の請求（以下「行政処分請求」という。）

3 会員権停止により停止される権利は、次のとおりとする。

(1) 総会に出席して表決する権利

(2) 役員の選挙権及び被選挙権

(3) 会長に意見具申し、又は建言する権利

(4) 本会の会議に出席する権利

4～8 （省略）

（懲戒処分等の公示及び公表）

第70条 会長は、懲戒処分をしたとき（前条第3項の規定により重ねて会員権停止の懲戒処分をしたときは、処分決定の通知をしたとき）は、その旨を会員専用ウェブサイト（本会ウェブサイトのうち、会員及び準会員のみが閲覧することができる部分をいう。）に掲載することにより公示する。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による公示に加えて、懲戒処分をした旨を本会ウェブサイトに掲載することにより公表する。

(1) 懲戒処分の種別が退会勧告である場合

(2) 懲戒処分の種別が会員権停止（6か月以上のものに限る。）であって、次のいずれかに該当する場合

ア 行政処分請求が付加された場合

イ 懲戒処分の対象となる行為と実質的に同一の行為につき行政処分が既になされている場合

(3) 懲戒処分を受けた会員が、登録上場会社等監査人である場合

3～5 （省略）